

漁場計画案についての公聴会 議事録

- 1 日 時 平成28年9月13日（火）午前10時30分から午前10時50分まで
- 2 場 所 ホテルセントパレス倉吉 チェルシー（2階）
（倉吉市上井町1丁目9-2）
- 3 出席者 委 員：渡部会長、浜尾委員、井本委員、板倉委員、山根委員、寺田委員、
景山委員、児玉委員
鳥取県：渡辺係長
事務局：平野事務局長、志村書記、田嶋書記
- 4 傍聴者 1人

5 概要

開 会

〔平野事務局長〕 ただいまより、漁業法第11条第4項の規定に基づき、漁業権の免許に係る漁場計画案についての公聴会を開催する。会の進行は、鳥取海区漁業調整委員会の規程により、渡部会長にお願いする。

公 述

〔渡部会長〕 8月22日の委員会で漁場計画について知事に諮問をいただいております、速やかに知事にお返しする必要がある。その前段として、利害関係者の御意見をお聞きするというのが本日の趣旨である。

内容については、長和瀬漁港及び岩戸漁港の漁港内におけるワカメの漁業権の設定についてである。本日は、公述人の方も来ていただいているので、早速始める。公聴会の開催については、当委員会の公聴会に関する手続規程及び開催要領に基づいて進めるので、まず、事務局のほうから、注意事項について説明をお願いする。

〔志村書記〕 公述及び傍聴に当たっての注意事項を説明

〔渡部会長〕 それでは、公述人から意見を伺う。公述人は、住所・氏名・職業・従事する漁業の種類を述べた後、意見を述べよ。

〔古田〕 鳥取市鹿野町鹿野87の6番地の、古田晋平、職業は鳥取県漁業協同組合の本所漁政指導課兼福部支所の支所長である。

〔森〕 鳥取市福部町の森統、福部支所の運営委員長である。

〔古田〕 鳥取県漁業協同組合では、平成25年度より東のほうから、東支所、浜村支所、泊支所、淀江支所において、ワカメ養殖のための区画漁業権を免許されており、それぞれ毎年、操業権を行使している。この度、新たに福部支所、青谷支所で、それぞれ鳥取市の福部町岩戸漁港内、鳥取市青谷町の長和瀬漁港内において両支所のワカメ養殖グループがワカメ養殖に取り組みたい旨の要望がでていいる。特に両地区において、高齢化が進む漁村の生産

性の向上や支所の活性化、さらには漁港の利用率の向上といったことに寄与したいと考え、グループを立ち上げた次第である。養殖方法は数ミリから1センチ程度にワカメの芽が成長したものがついた種糸を鳥取県栽培漁業協会から購入して、これを巻きつけた直径2センチほどのロープ（幹縄）を浮きはえ縄方式により区画に敷設する。生産規模は、岩戸漁港で約180メートル、長和瀬漁で約60メートルの範囲内と考えている。使用期間はワカメが芽生えてから収穫が終わるまでということで、11月に入ってから翌年の3月末までである。幹縄1メートルに、大体3キロか4キロぐらいの収穫量を期待している。地元でこれを商品化して、天然のワカメが出る前に販売したいと考えている。

〔渡部会長〕ただいまの意見について、委員の皆様から、意見等いかがか。

〔全委員〕なし。

〔渡部会長〕漁港内の養殖ということであるので、資源管理上問題はないと思われるし、漁業調整上の問題についても、他地区との問題もないというふうに理解している。地区内での、漁港内の利用についての、鳥取の漁業問題はないか。

〔古田〕運営委員会のほうで、これまで計画を練ってきたということで、それぞれの地区の同意のもとに進めている。

〔渡部会長〕了解した。特に、資源管理及び調整上の問題もないと理解する。種苗については、東を初めとして、既に走っている地区と同様に栽培漁業協会の種苗を使用するのか。

〔古田〕公益財団法人の鳥取県栽培漁業協会のほうから購入するだけではなく、それぞれの地区は、鳴門産のワカメ、それから、昨年度は福井県産の種を使ったと聞いている。というのが、鳥取県産のワカメのみでは収益性がいまひとつよくないということで、大きく成長するような鳴門産とか、これまで育種が進んでいる福井県産のものを一部で購入して、両方を取り混ぜながら、それぞれの目的に応じて使う予定である。特に板ワカメ加工には鳥取県産が向いており、生で大量に出荷するというのでは、大型になる鳴門産が向いている。

〔渡部会長〕それでは、種苗の手当てはできているというふうに理解する。そのほか、特に意見はないか。なければこれで、閉会とする。

平成28年9月13日

議長会長

署名委員

署名委員